

第4次草津市男女共同参画推進計画(概要版)

令和3(2021)年●月策定

1 計画策定の趣旨

草津市では、「草津市男女共同参画推進条例」に基づき平成27年度に「第3次男女共同参画推進計画(後期計画)」を策定し「男女(だれも)がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち草津」を目指して取り組んできました。この計画期間が令和2年までであることから、これまでの取組みを踏まえつつ、国・県の動きや社会状況等の変化に対応した新たな計画を策定します。

2 計画の位置づけ

- ① 「草津市男女共同参画推進条例」に基づく推進計画
- ② 「第6次草津市総合計画」における「男女共同参画」の分野の基本的な計画
- ③ 「男女共同参画社会基本法」に基づく市町村男女共同参画計画
- ④ 「配偶者暴力の防止及び被害者の保護等に関する法律(配偶者暴力防止法)」に規定する市町村基本計画
- ⑤ 「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律(女性活躍推進法)」に規定する市町村推進計画

3 計画の期間

令和3年度から令和12年度の10年の期間とし、5年後の令和7年度に見直しを行います。

4 基本理念と目指す方向

草津市男女共同参画推進条例に定める8項目の基本理念「①男女(全ての人)の人権の尊重②社会の制度や慣行の見直し③方針立案や決定への参画機会の確保④家庭生活と社会生活の両立⑤家族の構成の多様性の尊重⑥生涯にわたる健康な生活の営み⑦セクハラとDVの根絶⑧国際社会の取り組みとの同調」を基本とします。

目指す方向については、第3次計画から引継ぎ「草津市男女共同参画推進条例」の前文を一部引用して「男女(だれも)がともに喜びと責任を分かち合う協働のまち草津」とします。

5 計画の目標

- ①男女共同参画の意識づくり
- ②男女がともに自立して生きるための条件づくり
- ③男女がともに安心して暮らせる環境づくり
- ④男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり

第3次計画からの主な変更点

- ① 多様で柔軟な働き方や男性の育児休暇等の取得促進を追加
- ② DV防止に加え、性暴力・ストーカー行為・セクハラ等の防止に向けた取組を拡充
- ③ 男女共同参画センターの運営に関する事項を追加
- ④ 男性の家庭生活や地域生活への参加促進の追加

第4次草津市男女共同参画推進計画における施策体系(案)

(★=新規 朱書き=拡充・修正)

目標	基本方針	施策	
1. 男女共同参画の意識づくり	(1)意識啓発の推進	1 広報くさつ・ホームページ等を通じた啓発	
		2 講演会や講座等の開催による学習機会の提供	
		3 男女共同参画に関する情報の収集・提供	
		4 男女共同参画の視点による表現媒体の点検	
	(2)教育の充実	5 男女の人権尊重や男女共同参画についての教育の充実	
		6 性の多様性を踏まえた学校教育環境の点検・改善	
		7 教職員における男女共同参画に関する意識の醸成	
2. 男女がともに自立して生きるための条件づくり	(3)ワーク・ライフ・バランスの推進	8 働き方改革、ワーク・ライフ・バランスについての啓発、男性の育児休暇等の取得の推進	
		9 子育て支援の充実	
	★(4)多様なライフスタイルに対応した子育て支援・介護支援の充実	10 ひとり親家庭への支援	
		11 高齢・障害福祉サービス等の充実	
3. 男女がともに安心して暮らせる環境づくり	(5)さまざまな課題・困難を抱える人々への支援	12 相談体制の充実(女性総合相談)と周知	
		13 DVの防止およびDV被害者の自立に向けた支援	
		14 関係窓口・機関との連携強化	
	(6)性と健康の尊重	15 性を理解・尊重するための教育、啓発	
		16 性を踏まえた健康づくりの支援	
		17 性暴力、ストーカー行為、セクハラ等の防止に向けた啓発と相談	
18 LGBT等性的マイノリティや性の多様性を踏まえた啓発や相談、環境づくり			
4. 男女がともにあらゆる分野に参画できる社会づくり	(7)男女共同参画の地域づくり	19 コミュニティ活動における男女共同参画の促進	
		20 地域防災における男女共同参画の推進	
		21 ★草津市立男女共同参画センターの運用	
	★(8)男性の家庭生活への参加の促進	22 ★男性の家事、育児、介護等への参加促進	
		(9)女性の活躍推進	23 女性の活躍推進に向けた気運の醸成
			24 女性の職業能力の開発と就業のための支援
25 市民活動団体および女性リーダーの育成			
26 政策・方針決定の場への女性の参画促進			